

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

24期(1970/昭和45年)

酒と遊びの日々

1970年4月修習開始。前期は紀尾井町、後期は湯島の研修所で修習した。

わたしに限ってのことですが、よく酒を飲んだこととよく遊んだことしか覚えていない。



紀尾井町庁舎（最高裁判所提供）



湯島庁舎（最高裁判所提供）

1 起案の思い出

唯一記憶している起案がある。それは前期の民弁の答弁書の自宅起案。「請求の趣旨」に対する答弁は「請求棄却」を求めるとごく普通に書いたものの、「請求の原因」に対しては、「請求の原因に対する認否および被告の主張は追って主張する」と書いて提出した。続けて、「弁護士向被告と関係者からの事情聴取は極めて不十分である。再度事情聴取すべきである」という趣旨の文を書いた。後日、民弁教官から呼び出しを受けた。教官曰く、「中島君のいうことはもっともである。しかし、研修所の起案であるから、書いてもらわないと教官の私が困る。何とか書いて提出するように」と諭された。

2 実務修習

実務修習地は埼玉県浦和であった。当時の浦和地方裁判所は明治28年建築の日本で一番古い木造2階建ての庁舎であった。冷房は扇風機、暖房は石油ストーブ。この石油ストーブが実務修習のよき思い出となった。

(1) おでんパーティー

秋も深まった頃、裁判官の指導のもと、判事室のストーブ上の大鍋でおでんを炊きはじめた。夕方執務が

会員 中島 義勝 (24 期)



終わる頃におでんが完成。判事室に職員を呼び、裁判官を囲んでおでんパーティーの開始である。おでんに茶碗酒そして裁判官・職員とのとりとめのない会話で盛り上がった夕べであった。

(2) 花札に興じる

とある賭博開帳図利の刑事裁判の傍聴後、判事室に戻ると、裁判官から修習生に対して、花札賭博を知っているかとお尋ね。当然修習生は知らないと答え、それは駄目だ、「これから花札賭博を開帳する」と宣言。その辺にあった紙で紙幣を作り、別室に移って花札開始。赤と黒の花札を使うことをはじめ、いろいろと教えていただいた。花札に興じたひとときであった。

(3) 仕事が終わると茶碗酒

当時浦和では、検察修習は検事室にて修習した（裁判修習は判事室）。夕方になり仕事が一段落すると、ロッカーから一升瓶と乾き物のつまみを出してきて、検事、事務官と茶碗酒宴会の始まりである。時には、数名の修習生を連れて近所の居酒屋の奥の個室（他のお客に話が漏れない配慮）で開宴である。そこでよく検事になれと口説かれたことを思い出します。

(4) 弁護修習 ―ご自宅で一杯

御指導いただいた弁護士は、ご自宅の一部が事務所で事務員はおらず、すべてのことを弁護士ご自身でなされていた。夕方になると飯を食ってけと、奥様の手料理でお酒をよくご馳走になった。ご夫妻にはとてもかわいがっていただいた。

(5) まだあります

体力も大事と運動会、列車試乗という名の旅行会、競輪場視察と称して車券買い・・・・・・！

まだまだありますが、紙面が尽きました。

古きよき時代であった。